

がい よう ばん
概要版



いずみ おお つ し
泉大津市

だい じ
第5次

しょう しゃ けい かく
障がい者計画

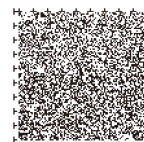
けい かく さくてい しゅ し
計画策定の趣旨

我が国では近年、障がいのある人に関する法律や制度について、地域共生社会の実現に向け、様々な整備がされてきました。一方で少子高齢化や地域のつながりの希薄化、人々の生活様式の多様化や障がい者の社会参加のあり方など、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。このような状況の中、平成25年3月に策定した「泉大津市第4次障がい者計画」の期間が終了することに伴い、前計画の進捗状況を検証するとともに国や大阪府の動向を踏まえて、新たに「泉大津市第5次障がい者計画」を策定します。

けい かく き かん
計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和11年度までの7年間とします。なお、社会情勢などを勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

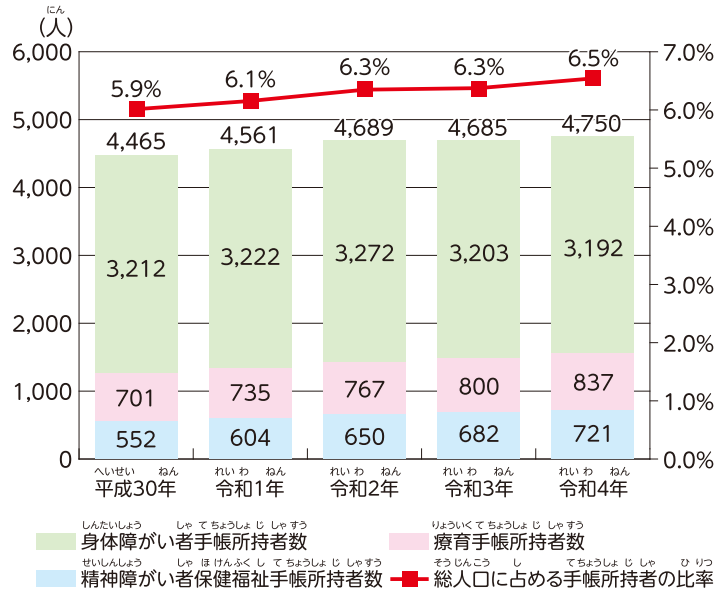
れいわ ねん がつ
令和5年3月
いずみ おお つ し
泉大津市



泉大津市の現状と課題

人口と手帳所持者数の推移

- 本市の人口は減少し続けている一方で、障がい者手帳所持者が占める比率は、年々上昇しています。
- 障がいのある人は身体障がいのある人が半数以上を占めていますが、知的障がいのある人と精神障がいのある人の手帳の取得が年々増加している傾向にあります。

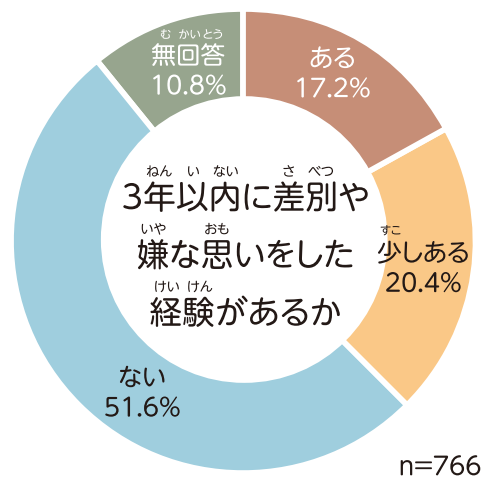


アンケート調査結果から

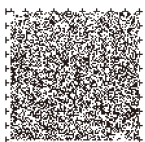
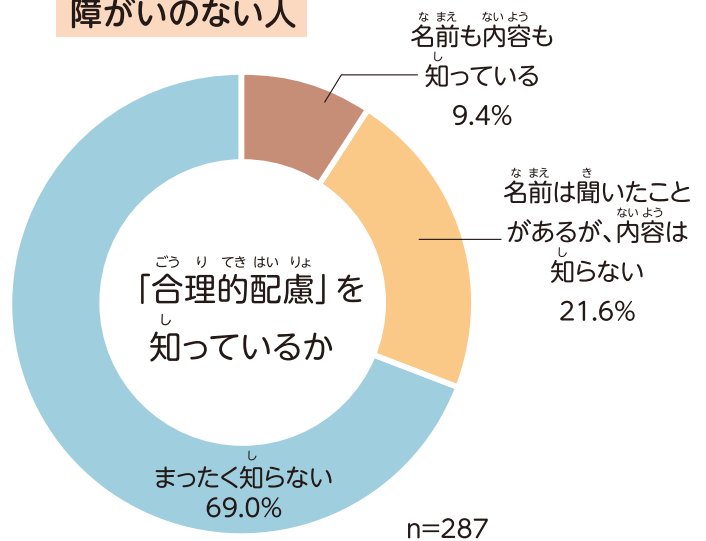
障がいのある人への理解

- 障がいのある人で、3割以上の方が3年以内に差別や嫌な思いを経験しています。この中では多くの人が「人間関係」で経験しています。
- 障がいのない人へのアンケートで、7割の人が「合理的配慮」という名前を知らないと答えています。

障がいのある人



障がいのない人

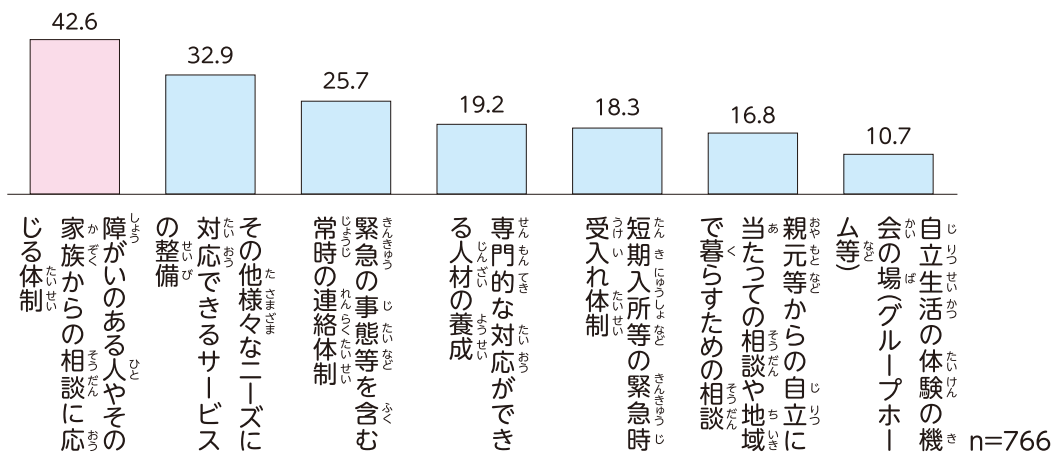


泉大津市での暮らしについて

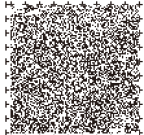
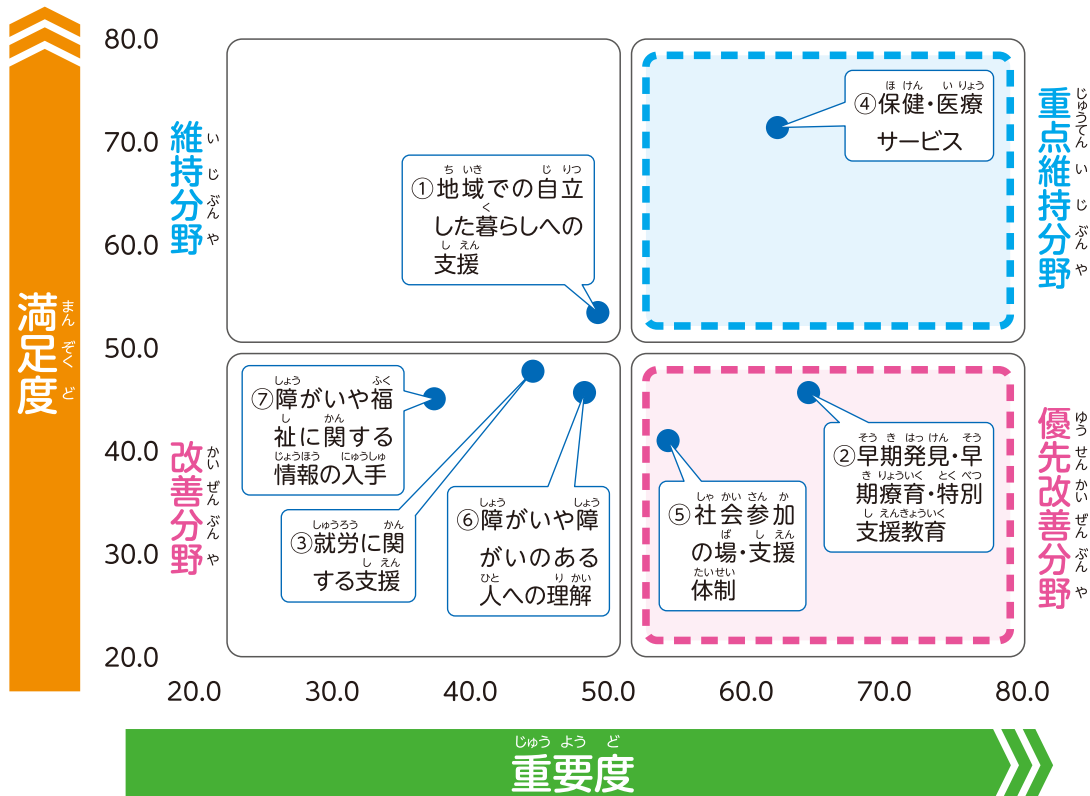
- 障がいのある人へのアンケートで、泉大津市で安心して暮らすにあたり地域での暮らしに必要な支援として、多くの人が「相談支援体制」と答えています。
- アンケートから、重要度が高く、満足度が比較的低い「優先改善分野」として、「療育・教育の分野」と「社会参加の分野」があげられます。

障がいのある人

安心して暮らせるまちにするために必要な支援（複数回答）



泉大津市の障がい者施策に対する満足度と重要度



計画の基本理念

本市のまちづくりの将来像である「住めば誰もが輝くまち 泉大津 ～なんでも近いで ええとこやで～」には、市民と行政がともに手をとりあい、高め合うことで、新しい価値を創造し、活力あるまちを共に創り上げることを基本とした、「活力・共創」の視点が含まれています。障がいの有無に関わらず、本市に住む一人ひとりが、活力あるまちを創り上げる担い手となりえます。

「泉大津市第4次障がい者計画」の基本理念を踏襲するとともに、活力・共創の視点を新たに取り入れ、本計画の基本理念を「共に生き、支え合い、誰もが輝くまち 泉大津」とし、障がいのある人とその家族が住み慣れたまちで暮らし続けるとともに、一人ひとりがまちづくりの担い手として活躍することをめざします。

共に生き、支え合い、 誰もが輝くまち 泉大津

基本方針① 障がいへの理解を深める

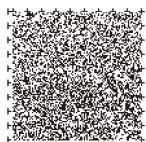
めざすべき姿

障がいの有無に関わらず、互いを尊重し、偏見や差別なく暮らす

本市に住むすべての人が、障がいの特性や障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消、障がい者虐待の防止等の取り組みを強化し、障がいのある人の権利擁護を推進します。

施策の 方向性

- (1) 広報・啓発の充実
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 権利擁護の推進



きほんほうしん てきせつ きょういく りょういく う
基本方針② 適切な教育・療育を受ける



すがた
めざすべき姿

ほんにん ほごしゃ きぼう ふ ここ せいちょう はったつ おう
本人や保護者の希望を踏まえ、個々の成長・発達に応じて
 はいりよ かんきょう まな ば てきせつ しえん う
配慮された環境・学びの場で適切な支援を受ける

しょう そうき はっけん てきせつ しえん みしゅうがくじ りょういく およ はったつ しえん がくれいき
障がいの早期発見から適切な支援へとつなぎ、未就学児への療育及び発達支援と学齢期における
 きょういく ひとり とくせい のうりよく おう う かんきょう せいび
教育を、一人ひとりの特性・能力に応じて受けられることができる環境を整備します。

また、関連分野が連携することで、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を構築します。

し さく
施策の
 ほうこうせい
方向性

- そうき はっけん そうき りょういく
(1) 早期発見・早期療育
 ほいく きょういく しえん じゅうじつ
(2) 保育・教育支援の充実



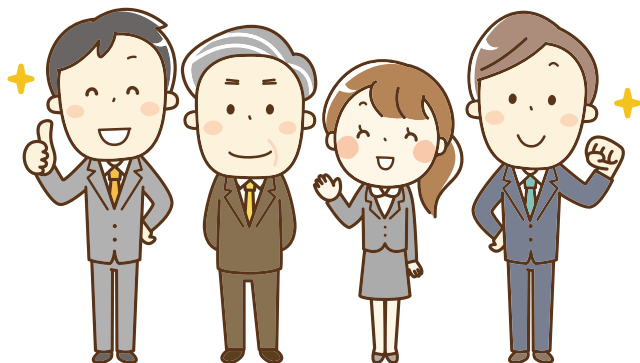
きほんほうしん しゃかい かつやく
基本方針③ 社会で活躍する

すがた
めざすべき姿

しょう ひと きぼう はたら かた せんたく
障がいのある人が、希望する働き方を選択でき、
 ぶん か げいじゆつ かつどう たの
スポーツ・文化芸術活動を楽しむことができる

しゅうろう きぼう ひと きぎょう じぎょうしょ のうりよく ほつき はたら つづ こうよ ぼ
就労を希望する人が、企業や事業所でその能力を発揮し、働き続けることができるよう、雇用の場
 そうしゆつ しょう たい りかい うなが ひとり じよきょう おう けいぞくてき しえん む かん
の創出、障がいに対する理解を促すとともに、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援に向けて、関
 けいき かん れんけい すず
係機関と連携を進めます。

しょう ひと ちいき いちいん みずか きょうみ おう さまざま かつどう かつ
また、障がいのある人が地域の一員として、自らの興味やライフスタイルに応じた様々な活動で活
 やく かんきょう はか ちいききょうせいしゃかい じつげん めざ
躍できる環境づくりを図り、地域共生社会の実現を目指します。



し さく
施策の
 ほうこうせい
方向性

- いっばんしゅうろう じゅうじつ
(1) 一般就労の充実
 ふくし てきしゅうろう じゅうじつ
(2) 福祉的就労の充実
 げいじゆつかつどう すいしん
(3) スポーツ・芸術活動の推進



基本方針④ 地域で安心して暮らす

めざすべき姿

障がいのある人とその家族が、安心して地域で暮らし続けることができる

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を充実するとともに、地域全体で障がいのある人を支える相談支援体制の構築に努めます。

また、障がいや疾病があっても地域で心豊かに、健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療などのサービスを適切に受けられる環境を整備します。

施策の 方向性

- (1) 福祉サービス等の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 保健・医療サービスの充実



基本方針⑤ 地域で連携する

めざすべき姿

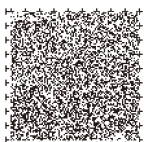
地域の人や団体が協力して、誰もが快適に暮らすことができる

障がい者団体や、地域団体、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO、ボランティアグループなど、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、地域ぐるみで防災・防犯対策の取り組みや機関や建物などにおける、バリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

施策の 方向性

- (1) 連携・協働のネットワークの構築
- (2) 防犯・防災対策の充実
- (3) 福祉のまちづくりの推進



身近な障がいに関すること



誰もが安心して暮らすことができるまちづくりには、一人ひとりが、障がいや障がいのある人に関することへの理解を深めることが重要です。

合理的配慮の提供

私たちの社会では、障がいのある人にとって社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。そのバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた時に、障がいの特性等に応じて負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

たとえば、聴覚障がいのある人に声だけで話すのではなく、筆談を使う、視覚障がいのある人に書類を渡すだけでなく、読み上げるなど、本人に伝わるように情報を伝えることが大切です。

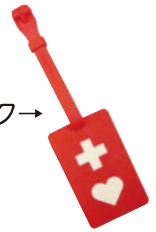
障害者差別解消法では、役所や会社・お店などの事業者が障がいを理由に不当な差別をすることが禁止され、過度な負担のない範囲で合理的配慮の提供が義務付けられています。また、大阪府では大阪府障がい者差別解消条例を令和3年に改正し、事業者の合理的配慮の提供を義務化しています。

ヘルプマーク・ヘルプカード

外側からは見えない、義足や人工関節を使用している方、精神疾患や内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。(裏面に必要な情報を記載することができます。) 必要な方は、市役所障がい福祉課で配布しています。

ヘルプマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマーク→



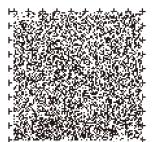
いずみおつし
↓ 泉大津市のヘルプカード

名前 住所 性別 血液型 RH± 生年月日 男・女 A・B・O・AB +・- 年 月 日 障がい名 病名	あなたの支援が必要です。 ヘルプカード 市のマスコット「キヤクワーン」 「おづみん」 泉大津市
緊急連絡先 電話番号 住所 かかりつけ医の連絡先 相談している医療機関	私が配慮や手助けしてほしいこと(自由記述欄)

手話

手話とは手や指、表情などを使って表す目で見える言語であり、ろう者にとって気持ちや考えを伝えたり理解するための大切な手段です。

泉大津市では、令和5年4月に「泉大津市手話言語条例」が施行されます。条例に基づき手話を広め、日常的に手話に触れ、手話を学ぶ機会を確保していきます。手話講習会などを実施しておりますので、お気軽にお問合せください。



ねっと
Net119

おんせい ばんつうほう こんなん かた も けい
音声による119番通報が困難な方が、お持ちの携
たいでん わ など しよう かん い が めん
帯電話等からインターネットを使用し、簡易な画面タッ
そう さ けいしき か ざい きゆうきゆう きんきゆう つう ほう
ち操作やチャット形式で火災・救急などの緊急通報
ができるシステムです。また、スマートフォンなどの
じーびーえすき のう かつ しょう つう ほう じ い ち しょう ほう しょう ほう ほん ぶ そう
GPS機能を活用し通報時の位置情報が消防本部に送
しん がいしゅつさき つう ほう
信されるため、外出先でも通報することができます。
り しょう しょう ほう ほん ぶ とうろく ひつ しょう
ご利用には消防本部で登録が必要です。



しょう しゃ ぎやくたい ぼう し ほう
障がい者虐待防止法 (障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律)

この法律は、障がい者の尊厳を守り虐待を防ぐためのものです。

「障がい者が虐待を受けているかもしれない」と思ったら、速やかに通報してください。

虐待の種類には、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④放棄・放置⑤経済的虐待があります。

「虐待をしてしまう人」は、家族などの「養護者」、障がい者施設職員などの「施設従事者等」、障がい者を雇用している事業主による「使用者」に分類されています。

いずみおおつ し しょう しゃ ぎやくたい ぼう し し しょう ふく し か
泉大津市障がい者虐待防止センター(市障がい福祉課)
でん わ ばん ごう
電話番号：0725-33-1131
ばん ごう
ファックス番号：0725-33-7780

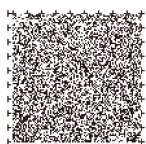
つう ほう しゃ じょう ほう
通報者の情報は
まも
守られます



けい はつ こうりゅう ぶん か かつ どう
啓発・交流・文化活動

泉大津市では、障がい者レクリエーション大会、ふれあい大会、ふれあいフェスタなどを開催し、障がいのある人と家族・地域の交流や文化・レクリエーション活動を行いながら、障がいのある人が地域で生き生きと生活できる取り組みを行っています。

(写真は令和4年12月のふれあい大会の様子)



いずみおおつ し だい じ しょう しゃ けい かく がい しょう ほん はつ こう ねん げつ れい わ ねん がつ
泉大津市第5次障がい者計画《概要版》 発行年月：令和5年3月
へん しゅう はつ こう いずみおおつ し ほ けん ふく し ぶ し ょう ふく し か
編集・発行／泉大津市 保険福祉部 障がい福祉課
おおさか いずみおおつ し のめちよう ばん ごう
〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号
でん わ ばん ごう ばん ごう
電話番号 0725-33-1131 ファックス番号 0725-33-7780